

建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事等の入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 山形県職員定数条例（昭和24年8月5日条例第45号）第2条第1号に規定する知事の事務部局の職員をいう。
- (2) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る測量、設計、調査及びコンサルタントに関する業務をいう。
- (3) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表前または公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数
 - イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ウ 予定価格（工事価格及び入札書比較価格を含む。）
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格数値基準により算定した各経費の価格
 - カ 総合評価落札方式の落札者決定に係る技術点の内容等
 - キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報
- (4) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求する行為をいう。
- (5) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求等またはその疑いのある要求等に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な情報提供要求等またはその疑いのある要求等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求等またはその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の業者名、氏名、住所、電話番号等の連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報

提供要求等記録簿」(別記第1号様式。以下「記録簿」という。)を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨並びに入札・契約事務の適正な執行を確保するため組織として対応する旨を告知するものとする。

- 4 職員が、他の職員が不当な情報提供要求等に関与している事実を知ったときの対応は、山形県職員等公益通報制度実施要綱(平成18年4月1日施行)に定めるところによる。

(記録及び報告等)

第4条 職員は、不当な情報提供要求等またはその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長(当該職員の所属する本庁の課長等及び出先機関等の課長等をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、公正入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)の開催を求め、調査委員会は、不当な情報提供要求等またはその疑いのある要求等について審議する。その要求等を行った者が特定される場合に、調査委員会が不当な情報提供要求等に該当するおそれがあると判断した場合には、不当な情報提供要求等を行った者及びその代表者並びに不当な情報提供要求等を受けた者より事情聴取を行うものとする。

- 3 調査委員会は、前項の審議結果を別記第2号様式により、すみやかに当該建設工事等を所管する本庁の部長等(以下「各部局長」という。)に送付し、報告するものとする。また、各部局長は、県土整備部長に当該報告を行うものとする。

- 4 調査委員会は、第2項による事情聴取結果を審議し、不当な情報提供要求等に該当するか否かの判断を行い、当該判断を別記第2号様式により、すみやかに各部局長に報告するものとする。また、各部局長は、県土整備部長に当該報告を行うものとする。

- 5 調査委員会が不当な情報提供要求等に該当すると判断した場合には、県土整備部長は、知事に報告するものとする。

- 6 県土整備部長は、直近の入札監視委員会に、報告を受けた案件に係る経過及び対応状況を報告するものとする。

(関係機関への報告等)

第5条 県土整備部長は、前条第5項の規定による報告のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する「不当な取引制限」、刑法第96条の6に規定する「公契約関係競売等妨害」(いずれもそのおそれのある行為を含む。)に該当する場合には、公正取引委員会及び警察本部に別記第3号様式により報告等を行うものとする。

(公表、不利益等)

第6条 県土整備部長は、第4条第5項の規定による報告に基づいて、「不当な情報提供

要求等一覧表」(別記第4号様式)を作成し、随時公表するものとする。

- 2 知事は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)第2条第1号に規定する有資格業者であるときは、その者が情報を入手できたか否かにかかわらず、同要綱に基づいて当該有資格業者に対して指名停止の措置を行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

不当な働きかけの定義（要領第2条第4号関係）について

1 要領第2条第4号

(4) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適當な行為を行うことを要求することをいう。

2 「不当な働きかけ」の内容

職員に対して行われる「不当な働きかけ」としては、要領第2条第4号に定義されており、同第3号にも関連するが、職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適當な行為を行うことを要求することとされているが、その他の要求行為等も含めて、次のような行為が例示として想定される。

(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

- ① 特定の事業者等が入札に参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引上げ、引下げ等を行うよう要求する行為
- ② 特定の事業者等が入札に参加できるよう、入札参加者の資格要件、技術提案、評価基準等の内容について便宜を図るよう要求する行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

- ① 特定の事業者等と随意契約できるよう、分割発注等を行うよう要求する行為
- ② 特定の事業者等と契約するように発注担当職員に対して強要する行為

(3) その他事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

- ① 特定の事業者等に対して有利な又は不利益な取扱いを要求する行為
- ② 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為
- ③ 入札に先だって提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領を要求する行為(正式の手続きによるものを除く。)
- ④ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
- ⑤ 資材調達又は物品納入等に係る業者選定等に対する働きかけを要求する行為
- ⑥ 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- ⑦ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

以上の例は、あくまでも一例に過ぎないので、「不当な働きかけ」に該当するかどうかについては、所属長を通じて公正入札調査委員会において審議し判断すること。

また、「不当な働きかけ」は、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれがある要求行為であるが、現実の不祥事は、山形県の職員倫理規程に違反する行為（利害関係者からの金品の受領、供応接待など）の働きかけから始まることが多く、同規程違反を働きかけられた場合については、事業者等への便宜・利益誘導につながるおそれがあることから、不当な働きかけに含めるものとする。

なお、適切な手段、方法により行われる入札制度等の改善等に対する意見・要望等は、内容、態様等が苦情、クレーム等に類するものであっても、その意見・要望等は県民の声であるので、適切な対応に留意すること。